

令和 6 年度当初予算における地方消費税交付金（社会保障財源化分） が充てられる社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費

消費税率は、平成26年4月1日に5%から8%、令和元年10月1日に8%から10%に上げられました。消費税率引上げの趣旨は、今後も増加が見込まれる「社会保障 4 経費」の財源確保にあることから、増収分については、その用途を明確にし、全額を「社会保障 4 経費」「社会保障施策に要する経費」に充てる旨が地方税法に明記されました。

これを踏まえ、鎌ヶ谷市では、地方消費税交付金（社会保障財源化分）について、次のとおり充当することとしています。

※「社会保障 4 経費」とは、

制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費

※「社会保障施策に要する経費」とは、

①社会福祉（生活保護、児童福祉、母子福祉、高齢者福祉など）

②社会保険（国民健康保険、介護保険、年金など）

③保健衛生（医療費に係る施策、感染症その他の疾病予防対策、健康増進対策など）

（歳入） 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 1,369,091 千円

（歳出） 社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費 10,017,391 千円

【社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

事業名		令和 6 年度 当初予算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	市債	その他	地方消費税 交付金 （社会保障 財源化分）	その他
社会福祉	子ども医療費助成に要する経費 （子ども医療費助成金）	392,358	120,996	0	40,000	64,393	166,969
	児童手当に要する経費 （児童手当）	1,760,020	1,534,402	0	0	62,794	162,824
	施設型給付に要する経費 （管内民間保育所運営委託）	965,935	639,300	0	149,278	49,362	127,995
	生活保護に要する経費 （生活保護費）	2,723,000	2,095,058	0	0	174,770	453,172
	小 計	5,841,313	4,389,756	0	189,278	351,319	910,960
社会保険	国民健康保険特別会計繰出金 （国民健康保険特別会計繰出金）	1,102,540	327,926	0	0	215,592	559,022
	介護保険特別会計繰出金 （介護保険特別会計繰出金）	1,533,660	103,682	0	2,070	397,417	1,030,491
	後期高齢者医療費負担金に要する経費 （療養給付費負担金）	1,179,702	0	0	0	328,336	851,366
	小 計	3,815,902	431,608	0	2,070	941,345	2,440,879
保健衛生	予防接種に要する経費 （各種予防接種）	360,176	4,152	0	81,426	76,427	198,171
	小 計	360,176	4,152	0	81,426	76,427	198,171
合 計		10,017,391	4,825,516	0	272,774	1,369,091	3,550,010